

一般社団法人 鳥取県銀行協会

定 款

平成24年4月

一般社団法人 鳥取県銀行協会

目 次

項

第1章	総 則	1
第2章	社 員	1
第3章	社 員 総 会	3
第4章	役 員	4
第5章	理 事 会	6
第6章	会 計	7
第7章	定款の変更、解散	8
第8章	事 務 局	8
第9章	附 則	8

一般社団法人 鳥取県銀行協会定款

[制定 平成 24年 4月 2日]

[一部改正 令和 5年 4月 1日]

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人鳥取県銀行協会（以下「本協会」という。）と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 本協会は、事務所を鳥取県鳥取市に置く。

(目的)

第3条 本協会は、銀行とりひき相談、一般経済の活性化及び社会健全化に関する事業を行い、一般経済及び社会の発展と繁栄に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 銀行営業及び業務一般に関する社員、関係官庁、その他との連絡、連携
- (2) 関係官庁その他に対する建議並びに答申
- (3) 苦情、相談処理に係る銀行とりひき相談所の設置、運営
- (4) 金融並びに経済に関する調査及び研究
- (5) 中小企業等に対する金融の円滑化に資する活動事業
- (6) 反社会的勢力介入排除に関する関係省庁等との連携及び社員等に対する支援事業
- (7) 社員の職員等に対する研修及び支援事業
- (8) 金融機関関係者相互の親交、連絡及びそのための施設の設置、運営
- (9) 社会貢献活動への参加
- (10) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 本協会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、鳥取県において発行する日本海新聞に掲載する方法による。

第2章 社員

(法人の構成員)

第6条 本協会は、本協会の目的に賛同して入社した、鳥取県において本店又は支店等の営業拠点を有する銀行法第2条第1項の規定する銀行をもって構成する。

(社員資格の取得)

第7条 本協会の社員となるには、本協会所定の様式による申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(経費等の負担)

第8条 社員は、本協会の目的を達成するために必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める加入金及び会費を納入しなければならない。

3 特別の費用を必要とするときは、社員総会の決議を経て臨時会費を徴収する。

4 既納の加入金及び会費は返還しない。

(任意退社)

第9条 社員は、本協会所定の様式による退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議により当該社員を除名することができる。この場合、当該社員に対し、社員総会の1週間前までにその旨を通知し、かつ社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第11条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退社したとき。

(2) 第6条の資格を喪失したとき。

(3) 2年以上会費を滞納したとき。

(4) 破産の宣告を受けたとき。

(5) 解散又は合併により消滅したとき。

(6) 除名されたとき。

(7) 総社員の同意があったとき。

2 社員がその資格を喪失したときは、本協会に対するすべての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

(社員資格の承継)

第12条 社員が次のいずれかに該当する場合には、各号に定める銀行は、社員の資格を承継することができる。

(1) 他の銀行と合併し、当該他の銀行が存続する場合 存続する銀行

(2) 合併により新銀行を設立する場合 設立される銀行

(3) 分割又は営業譲渡により、営業の全部を他の一の銀行に譲渡し、かつ前条第

1 項第 2 号又は第 6 号により社員の資格を喪失する場合 営業を譲り受ける銀行

(4) 分割又は営業譲渡により、営業の全部又は一部を当該社員の子会社である銀行、親会社である銀行、又は親会社の子会社である他の銀行に譲渡し、かつ前条第 1 項第 2 号又は第 6 号により社員の資格を喪失する場合 営業の全部又は一部を他の複数の銀行に譲渡するときは、その複数の銀行のうち当該社員が指定する一の銀行

(5) その他理事会が適当と認める場合 理事会が指定した銀行

### 第 3 章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）  
第 1 1 3 条第 1 項にもとづく役員等の責任の一部免除及び限定
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 加入金及び会費の額
- (8) 理事会において社員総会に付議すべきことを決議した事項
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後 2 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会の招集の通知は、社員総会の日の 1 週間（書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは 2 週間）前までに発する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故若しくは支障があるときは、その社員総会において出席した理事の中から議長を選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事の解任
- (3) 監事の解任
- (4) 役員等の責任の一部免除及び限定
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) その他法令で定められた事項

(書面等による議決権行使、議決権の代理行使等)

第20条 やむを得ない事由のため社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法により、又は他の社員を代理人として議決権を行使できる。ただし、他の社員を代理人として議決権の行使をする場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

2 前項の場合における前条の適用については、その社員は出席したものとみなす。

3 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した社員の中から、議長が指名した議事録署名人1名が前項の議事録に署名若しくは記名捺印する。

## 第4章 役員

(役員を設置)

第22条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上11名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。
- 3 理事のうち1名を会長、1名を副会長とする。
- 4 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の代表者（当該社員の代表として本協会に対してその権利を行使する者をいう。以下同じ）の中から選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表してその業務を執行し、副会長は、本協会の業務を分担執行する。
- 3 会長は、本協会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長及び副会長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、総会および理事会に出席して意見を述べるることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠又は増員として選任された理事又は監事の任期は、前任者又は他の理事又は監事の残存期間と同一とする。
- 4 理事又は監事は、第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議により解任することができる。

(責任の一部免除及び限定)

第28条 理事又は監事の本協会に対する損害賠償は、総社員の同意がなければ、免除することができない。

- 2 前項にかかわらず、本協会は、役員的一般法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。

## 第5章 理事会

(構成)

第30条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) その他定款に別に定める職務

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ定めた順序により他の理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の招集通知は、理事会の日の1週間前までに発する。
- 4 前項の規定にかかわらず、すべての理事及び監事の同意がある場合には、その招集の手続を省略することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、その理事会において出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。



- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録に同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、当該提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。
- 3 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第24条第4項の規定による報告はこれを適用しない。

（議事録）

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長又は監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印する。

## 第6章 会計

（事業年度）

第36条 本協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（事業計画及び収支予算）

第37条 本協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第38条 本協会の事業報告書及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項により、理事会の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号ないし第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については、承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、監査報告を事務所に5年間備え置くとともに、定款、

社員名簿を事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第39条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第7章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第40条 本定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 本協会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 本協会が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17項に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 事務局

(事務局)

第43条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長をおく。
- 3 事務局に職員若干名をおくことができる。
- 4 事務局に事務局長、職員をおく場合、会長は理事会の承認を経て任命する。
- 5 その他事務局の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 第9章 附則

(設立時社員の氏名又は名称、及び住所)

第44条 設立時社員

住所 島根県松江市魚町10番地

名称 株式会社 山陰合同銀行

住所 鳥取県鳥取市永楽温泉町171番地

名称 株式会社 鳥取銀行

(法令の準拠)

第45条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人その他法令に従う。